

社会福祉法人すこやか会役員等の報酬等の支給の基準に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人すこやか会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 本規程における「役員等」とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

(報酬等)

第 3 条 以下の場合には、役員等に対し、別表1により報酬の支払いを行うことができる。

- ① 役員が理事会に出席したとき
- ② 評議員が評議員会に出席したとき
- ③ 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき

2 役員等が上記の職務の執行に当たって負担した交通費等の費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(監事の報酬等)

第 4 条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査する業務に当たったときは、別表2により報酬の支払いを行うことができる。

2 監事が上記の職務の執行に当たって負担した交通費等の費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(出張旅費)

第 5 条 役員等が法人の業務のために出張する場合は、別表3により日当及び旅費を支払うことができる。

(報酬等の総額の上限)

第 6 条 前3条の規程にかかわらず、役員等に支給できる報酬等の一年度における総額の上限は、以下の各号に定める額とする。

- ① 理事 100万円
- ② 監事 100万円
- ③ 評議員 定款第8条に定める額
- ④ 評議員選任・解任委員会委員 100万円

(支給の方法)

第 7 条 役員等に対する報酬等は、第3条第1項における出席の都度及び第4条の業務終了時に現金により支給するものとする。

2 役員等に対する旅費は、必要な都度現金により支給するものとし、精算の方法等については、職員就業規則第28条第4項に基づく旅費規程に準ずるものとする。

(その他)

第 8 条 その他本規程の運用に関して必要な事項は、理事長が定める。

別表 1

名称	報酬
理事会出席報酬	日額 10,000円
評議員会出席報酬	日額 10,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	日額 10,000円

別表 2

名称	報酬
監事報酬（決算監査）	日額 10,000円
監事報酬（定期会計監査）	日額 30,000円

別表 3

名称	日当	交通費	宿泊費
出張旅費	5,000円	実費	15,000円

附 則

この規程は平成29年6月18日から施行する。

この規程は平成30年6月23日から施行する。

この規程は令和元年6月29日から施行する。

この規程は令和4年6月25日から施行する。

この規程は令和6年7月1日から施行する。